

学校いじめ問題対策基本方針

岡山県立岡山芳泉高等学校

2014年4月3日 施行

2018年4月4日 改定

はじめに

学校教育において、今「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。いじめは冷やかしさからかい、嫌がらせ、無視、暴力行為などのほか、近年では情報技術の発展により、インターネットへの書き込み、動画の投稿、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）からの人間関係のトラブルなど新たな問題が生じ、ますます複雑化・潜在化する様相をみせている。いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。

そこで本校では、生徒たちが意欲を持ち、安心して高校生活を送ることができるように、「いじめ防止対策推進法」を受けて策定された国の「いじめの防止等のための基本的な方針」を参考にして、いじめ防止に向け日常の指導体制を明確にし、いじめの未然防止を第一に考え、いじめの早期発見といじめを認知した場合には適切に且つ速やかに解決するため、「学校いじめ問題対策基本方針」をここに定める。

いじめとは

1 いじめの定義

いじめとは、生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、対象になった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的なものに留まらず、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

2 いじめに対する基本的な考え方

- (1)いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- (2)いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3)いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4)いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (5)いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (6)いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (7)いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (8)いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 いじめの構造

いじめは「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒のとらえ方により、抑止作用になったり促進作用になったりする。

4 いじめの動機

嫉妬心 支配欲 愉快犯 同調性 嫌悪感 反発・報復 欲求不満

5 いじめの態様

悪口を言う・あざける 落書き・物壊し 集団での無視 陰口 避ける 命令・脅し
ぶつかる・小突く 性的辱め 部活動中のいじめ メール等による誹謗中傷 噂流し
授業中のからかい 仲間はずれ 嫌がらせ 暴力 たかり 使い走り

いじめ防止の指導体制・組織

1 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を次のとおりとする。(別紙1)

2 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取り組みを次のとおりとする。(別紙2)

いじめの未然防止

いじめ問題において「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが求められる。そのために学校においては教育活動全体を通して自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

1 ホームルーム活動、道徳教育の充実

- (1) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり
- (2) 規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- (3) ボランティア活動の充実

2 学業指導の充実

コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

3 教育相談の充実

- (1) 担任による面談の定期的実施
- (2) 教育相談係、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる面談

4 人権教育の充実

- (1) 人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成、自立支援、人権を尊重する環境づくり
- (2) 講演会等の実施

5 情報教育の充実

教科「情報」や集会、講演会等での情報モラル教育

6 保護者・地域との連携

- (1) いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針の周知
- (2) P T A役員会及び総会、保護者懇談、保護者研修会等での意見交換
- (3) 参観授業や学校行事等での学校公開
- (4) 学校・学年通信やHPを通じての情報公開
- (5) 地域でのボランティア活動や社会貢献活動

いじめの早期発見

平素から生徒の言動や様子に目を配り、また、生徒と教職員間でどんなことでも話せる共感的雰囲気を作り、何らかのいじめのサインを見逃すことなく早期に発見し、適切且つ速やかに対応する。

1 いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合、または、本人からの訴えや周囲からの情報提供等により発覚した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」(別紙2)により速やかに報告し、事実確認をする。

2 いじめられている生徒、いじている生徒のサイン (チェックリスト 別紙3)

3 教室、家庭でのサイン (チェックリスト 別紙4)

4 相談体制の整備

相談室窓口設置と生徒への周知、担任との面談

5 学校生活アンケート (いじめ調査) の実施

6 情報の共有

- (1) 報告経路の明示、報告の徹底
- (2) 年次会議と職員会議での情報共有、教育相談係と生徒課との連携
- (3) 配慮を要する生徒の把握

7 家庭・地域との連携

- (1) 保護者懇談会
- (2) P T A 役員会、総会
- (3) 学校通信、学級通信
- (4) 必要に応じて家庭訪問の実施
- (5) 学校評議員会

いじめが起きた場合の対応

1 いじめの発見

いじめ情報をキャッチした場合には、正確な実態把握を行い、即日対応を原則とする。
また、加害生徒と被害生徒との在籍校が異なる場合には、学校相互間の連携体制を整備する。
※いじめ情報を通報した生徒については、「秘密を守る」ことを伝え、安心・安全を確保する。

【 報告の流れ 】

情報を得た教職員 → 当該生徒の担任・年次主任等・年次生活指導係 → 生徒課長
→ 教頭・副校長 → 校長 (→ 県教育委員会)

2 生徒への対応

(1) いじめられている生徒に対して

- ① 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ② 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守る」ことを伝え、安心・安全を確保する。
- ③ 今後の対策を共に考え、必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ④ 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

(2) いじめている生徒に対して

- ① 事実確認とともに、いじめは決して許されないという毅然とした態度で粘り強く指導する。
- ② いじめた気持ちや状況などを十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- ③ いじめられている生徒の苦痛に気づかせ、今後の生活について考えさせる。
- ④ 教育上必要がある場合には、学校長は懲戒を加え、加害生徒との関係で必要があれば特別指導等の措置を講じる。

(3) 周りの生徒に対して

- ① いじめは決して許さないという毅然とした姿勢を、学級・年次・学校全体に示す。
- ② はやし立てる、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ③ いじめを止めることや訴えることは正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ④ 自分たちの問題として意識させる。

3 保護者への対応

(1) いじめられている生徒の保護者に対して

- ① 発見したその日のうちに正確な実態を把握した上で、家庭訪問等で保護者に事実関係を直接伝える。
- ② 学校の指導方針を伝え、今後の対応を協議する。
- ③ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受けとめ、少しでも安心感を与えられるようにする。
- ④ 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって全力で取り組むことを伝える。

⑤家庭で生徒の様子に注意してもらい、些細な^{ささい}ことでも連絡してもらおう。

(2)いじめている生徒の保護者に対して

①家庭訪問等で保護者に事実関係を直接説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝える。

②いじめは決して許されない行為であるという毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

③生徒や保護者の心情にも配慮しながら、生徒の変容を図るために教員と保護者が協力し合っていくことを確認し、具体的な助言をする。

④家庭で生徒の様子に注意してもらい、些細な^{ささい}ことでも連絡してもらおう。

4 継続した指導

(1)いじめが解消したと見られる場合も、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を行う。

(2)いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして自信を取り戻させる。

(3)いじめられた生徒、いじめた生徒双方に教育相談室やカウンセラーなど関係機関の活用し、心のケアに当たる。

(4)いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のための取り組みを学校全体で強化する。

5 保護者同士が対立した場合

(1)教員が間に入って関係調整が必要な場合がある。その場合、和解を急がず、相手や学校に対する不信の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。

(2)管理職が率先して対応し、教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

6 関係機関との連携

(1)教育委員会との連携

①関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法

②関係機関との調整

(2)警察との連携

心身や財産に重大な被害が疑われる場合や犯罪等の違法行為がある場合

(3)福祉関係との連携

①家庭の養育に関する指導・助言

②家庭での生徒の生活、環境の状況把握

(4)医療機関との連携

①精神保健に関する相談

②精神症状についての治療、指導・助言

ネットいじめの対応

1 ネットいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷^{ひぼう}、個人情報や画像などをインターネット上のWebサイトの掲示板等に掲載したり、メールを送ったりするなどして社会的信用を貶める^{おとし}行為のことであり、犯罪行為である。

(1)メールでのいじめ (2)ブログでのいじめ (3)チェーンメールでのいじめ

(4)学校非公式サイト(学校裏サイト)でのいじめ (5)動画共有サイトでのいじめ

(6)SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)から生じたいじめ

また、ネットいじめは、学校敷地外である各生徒の自宅等において情報の送受信が行われるのが

通常である。そのため、学校としては、インターネットの利用のための適切な方法を教育するとともに、いじめの防止対策については特に家庭との積極的な連携が重要となる。

2 ネットいじめの未然防止

(1) 保護者への啓発

生徒たちのパソコンや携帯電話を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、生徒を危険から守るためにも使用のルールづくり行ってもらおう。

(2) 情報教育、モラル教育の充実

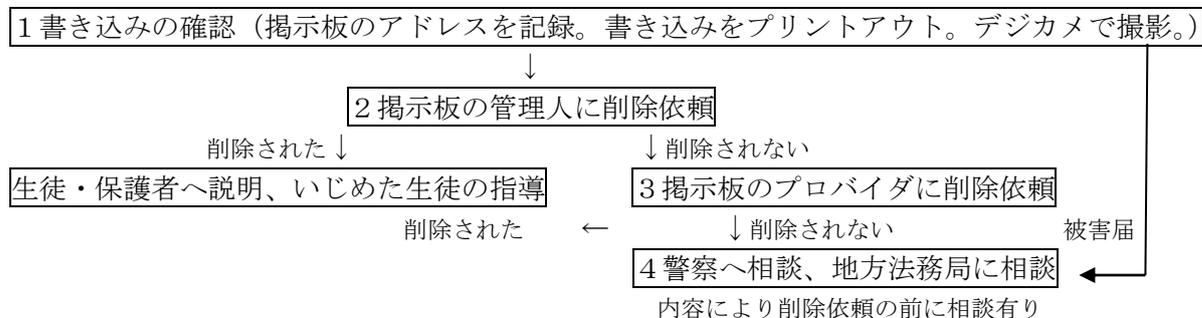
- ① 教科情報における情報モラル教育の充実
- ② LHRや全校集会、講演会等での指導

3 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめの把握

- ① 被害者からの訴え
- ② 閲覧者からの情報
- ③ ネットパトロール

(2) 不当な書き込みへの対応



重大事態への対応

1 重大事態とは

- (1) 生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - ① 生徒が自殺を企図した場合
 - ② 精神性の疾患を発症した場合
 - ③ 身体に重大な障害を負った場合
 - ④ 高額の金品を奪い取られた場合
- (2) 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
 - ① 年間の欠席が 30 日以上の場合
 - ② 連続した欠席の場合は、状況により判断する。

2 重大事態時の報告・調査

学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会に報告するとともに、調査や対応について県教委と緊密に連携を図る。

組織対応マニュアル

1 いじめ対策委員会 (本部および調査・対応班) の設置

〈本部〉 校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒課長、保健安全課長、教育相談係、年次主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校評議員

〈調査・対応班〉 生徒課長、生徒課長補佐、年次生活指導係、生徒課教員、関係クラス担任・部顧問等

※ 定例のいじめ対策委員会は、前後期に各一度程度開催する。その際、基本方針の策定や見直し、い

じめ防止の取り組みが計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、PDCAサイクルで検証する役割を担う。
※いじめ事案の発生時は、調査班と対応班のメンバーで緊急対応会議を開催する。
※いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議において報告し、周知徹底させる。

2 いじめ防止年間指導計画 (別紙5)

3 いじめが起こった場合の組織的対応 (別紙2)

職員研修の充実

本校においては、本マニュアルを活用した校内研修を実施し、いじめ問題についてすべての教職員で共通理解を図る。教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど、教職員の指導力といじめの認知能力を高めるための研修や、スクールカウンセラー等の専門家を講師とした研修、事例研究等を計画的に実施することとする。

〈 校内で行う研修 〉

(1) 学校いじめ防止基本方針研修

(2) 人権教育研修

(3) i - c h e c k 研修

(4) 教育相談研修